

一 既報ノ如ク憲法解雇者等ハ自決ノ形式ヲ以テ之ニ服
スルヲ決セシムル其代表者、豊岡利吉、中村常次、下津
島光治ノ三名ハ被解雇者百名ヲ檢名（各社ハ解雇
者トシテ過半セシ百十三名ノ外七名之ヲ加ルル）分ノ詳表ヲ取

纏メ一昨六日會社之ヲ提出シタルニ其後會社ハ
約束ノ基キ其湊金支給額ニ付論議シタル結果本
日午後二時ヨリ右ノ各解雇者ニ對シ最高貳百六
十四圓最低八圓平均九十一圓ニ至テ總計一万一千
一百三十九圓ヲ支給スルコトニ決セリ

一 本日の出動者ハ二千二百七十八名ニシテ其出動率ニ付テ
ハ會社ノ豫想下ニ未達ニ其後漸次増加シ本日の如キ
ハ所望人負ノ近キ數ヲ得タルヲ以テ會社ハ尙分派工
募集ヲ爲サシムルコトナセリ

一 解雇手前支給額ノ開シ會社ハ他會社ノ比準ヲ執
リ日給カ他會社ニ比較シ一被之高率ナル事及共済
會積立金（會社及被ヲヨリ各年額宛テ支給シ積立テアルモノ）ノ
支出アルコトノ二矣ヲ参酌決定セムトスル意嚮ナルカ
如キニ職工側ハ從來ノ主張ニ依リハ共済會積立金ノ支
出ヲ更タクルコトハ解雇手前トハ別問題ナリト解シ居レ
ルニ付被雇之付多少意見ノ相違アル（レト思惟セラル
右及津通ニ報候也）